

こうべ食育ロゴマーク使用基準

平成 21 年 3 月 16 日決定

平成 23 年 11 月 24 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 4 月 1 日改定

1. 趣旨

この基準は、「こうべ食育ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という）の適正な使用を確保し、その普及を推進するために必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

市民を対象とした「食育」活動、または市内の団体が行う「食育」活動に「ロゴマーク」を使用し、その活動を市民にわかりやすくお知らせするとともに、この「ロゴマーク」が積極的に活用されることで、「食育」が身近なものとなり、家庭や地域で「食育」の取り組みが推進されることを目的とする。

3. 申請および承認

- (1) ロゴマーク使用者（以下「使用者」という）は、「こうべ食育ロゴマーク使用申請書」〔様式 1〕を保健課課長（健康・食育推進担当）宛てに提出し、承認を得ること。
- (2) ロゴマークの使用内容がわかる資料等を添付し提出すること。ただし、現物の提示が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 使用内容に変更や追加が生じた場合は、保健課課長（健康・食育推進担当）へ再度届けること。
- (4) ロゴマーク使用後は、「こうべ食育ロゴマーク使用状況報告書」〔様式 2〕を保健課へ提出すること。

4. 使用上の遵守事項

- (1) 神戸市の「食育」推進に寄与することを目的に使用すること。
- (2) 次の各号に該当する、もしくは該当する恐れのある使用は認めない。
 - ①神戸市および食育推進活動のイメージを傷つけ、正しい理解の妨げになる場合。
 - ②特定の個人の活動、または政治的、宗教的、営利的な活動に関する場合。
 - ③公序良俗に反すると認められる場合。
 - ④その他、保健課課長（健康・食育推進担当）が不適当な使用と判断する場合。
- (3) ロゴマークは承認された内容のみに使用し、無断で、一部のみ使用したり、デザイン・縦横比率の変更などデータの改変は行わないこと。ただし、色については、印刷物の仕様上、モノクロ・単色刷り等、適宜選択して使用することができる。
- (4) データの転用は行わないこと。

5. 承認の取消し

使用者が、不正に使用したと認められる場合、保健課課長（健康・食育推進担当）は使用の承認を取消すことがある。また、使用に起因する問題が生じた場合、使用責任者が一切の責任を負うこと。また、問題が発生した場合は、すみやかに保健課課長（健康・食育推進担当）へ報告するとともに、対策を講じること。

6. 使用期間

承認された使用内容が終了するまでとする。但し、使用が継続的な場合は、保健課課長（健康・食育推進担当）からの使用の終了または使用者から使用を取りやめる旨の連絡がない限り、各年度の 4 月 1 日から翌年度の 3 月末までを承認期間として、毎年度ごとに自動的に更新する。

7. その他

この基準に定めていない必要事項については、保健課課長（健康・食育推進担当）が別に定める。
この基準は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

この基準の施行の日までにロゴマーク使用の承認を受けた者については、本基準を引き継ぐものとする。